



第 22 期第 26 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 6 年 7 月 23 日

第22期 第26回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年7月23日(火) 午後2時から

2 場 所 静岡中央ビル5階 第1会議室(静岡市葵区追手町9-18)

3 議 題

(1) 諮問事項

- ア うなぎ稚魚漁業の許可について 資料1  
イ 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について 資料2  
ウ 相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する中型まき網漁業の許可及び起業の認可について 資料3

(2) 指示事項

- えびかご漁業の操業について 資料4

(3) 協議事項

- ア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について 資料2  
イ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について 資料2

(4) 報告事項

- ア 相模湾における中型まき網漁業の相互入会にかかる協議会について 資料3  
イ 全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について

(5) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	金指 治幸	渡邊 俊了
	鈴木 伸洋	李 銀姫	安間 英雄	三浦 綾子
	影山 佳之			
Web参加委員	田口さつき	眞鍋 淳子		
欠席委員	原 剛			
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事務局	伊藤 円	津久井 剛	山崎 資之	鈴木 聡志

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第26回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、原委員は、欠席の報告をいただいております。また、眞鍋委員、田口委員は、WEBで御参加頂いております。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。こちらの会場についてですが、飲食可能となっておりますが、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私からです。今年は冬枯れから夏枯れと、魚に関しては非常に厳しい状況が続いています。その中で、テングサは順調に水揚げされていて、7月初めに入札がありましたが、昨年より相場が上がっています。それが、やや明るいニュースです。稲取は以上です。

では、西原委員お願いします。

○西原委員

南駿河湾の西原です。会長のおっしゃった通り夏枯れの状況で、カツオもなぶらは見えるんですが、釣れないため、ひき縄はやることがないです。

シラス漁については、1日出て、2日、3日休みという状

況で、量は昨年よりありますが、単価が昨年より安いので苦労しています。水温は今 26 度くらいですが、昨年は高水温で海藻が磯焼けになったので、今年は 28 度くらいで収まって欲しいなと思っています。

○内山委員

浜名の内山です。シラス漁ですが、西原さんの言われたとおり、1 日出れば、2 日、3 日休んでいる状況で、シラスの量が少ない感じがします。単価は昨年よりは安いですが、ボラーあたり、5、6 万で、そこまでは安くないです。ただ量がないものですから、1 日目が獲れても、2 日目は獲れない状況です。たち、あじの 2 そう船びきは、アジが少し揚がったんですが、土用の丑の日の影響で単価が少し下がりました。浜名湖の中は水温が高く、アサリには誰も行っていません。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。カツオは、6 月いっぱいほとんど釣れなくなったので、もう行っていません。刺し網の方は、今年は、コチとアカシタビラメの大きいのが例年より多いです。アマダイは大した量はないですが、大きいキロ物はキロ 7,000 円だったんですが、先週から土用の丑の日に押されて、キロ 3,000 円程度の半値以下まで下がりました。カツオとキハダのなぶらは、そこら中で見えるんですが、釣れた次の日に行くと、なぶらがどこかへ行ってしまふ。タイミング良く、そのなぶらに当たらないと食わない状況で、釣れてもキハダが 2、3 本の状況です。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆沖のサバ漁ですけど、相変わらず獲れず、最近は一晩やって 2 トンから 3 トンです。この数字がどんなものかと言うと、燃料代と餌代に少し足りないくらいです。今の相場では、そんなもんですが、数年前の相場では燃料代にもならない水揚げ状況です。最近思うのが、安良里の豊幸丸、千葉の安房丸を見てると、夏場のたもすくいのサバは、なぜか喫水の深い船は良くないです。私の所は 15 人で操業しますが、伊東の 2 人で操業する船と水揚げが良い勝負になっています。

○日吉委員

定置の日吉です。定置は夏枯れど真ん中で、1 か月近く本

当に量が少ない状況です。今日の水温は 26.5℃で、御前崎の西原さんも 26℃とのことだったので、同じような潮が来ている感じがします。城ヶ崎は上限が 28℃くらいで、もう少しすると 28℃に達するかなと思います。魚が熱くなって揚がってきます。

あとは、地元では釜サザエというのが有名で、資源管理をしっかりとしているので釜の様に非常に大きいサザエですけども、サザエは非常に多く獲れていて、西伊豆とか東伊豆があまり獲れていないようで、相場も非常に良いです。定置はまだ 9 月一杯まで我慢が続くと思います。

○高田委員

いとう漁協の高田です。小船の底物もまずい状況で、ひき縄もカツオは顔が見れる程度です。キハダは、腕の良い仲間はそのそこ水揚げをしている感じです。伊東に 1 か統あるまき網ですが、1 週間くらい前から小平のマイワシとウルメを獲っていて、中に少し型の良いのがいて、その中にサバが 500 kg から 1 トンある状況です。その中に平サバも何割か混ざっていて、中くらいの平サバを購買で買ってみたら、脂が乗っていて、今の時期にしては珍しい状況でした。磯の方は、サザエを獲りに行く仲間は、いくらか獲っているんですが、アワビは全くないです。大島の方では、アワビもトコブシもある程度獲れているようなので、潮ばかりではないのかなと思っています。以上です。

○金指委員

内浦でまき網をやっている金指です。瀬の盛漁期というか、解禁が 3 月 16 日で、6 月一杯で終わったんですが、サバが 3 か統で本格的に獲れ始めたのが 6 月 29 日からで、2 晩頑張っって獲ったんですが、7 月 1 日から禁漁だったので、多方面に思うところがあります。瀬にはイサキが沢山いますが網をやれないので諦めてます。そこで、御前崎に行って竿を下ろしてみたら、豆アジが沢山釣れましたが、これを沢山獲るのは、漁獲圧ですか、喜ばれることではないので諦めて、石廊崎に行ってサバを見つけたのですが、丁度、女性が千葉まで流された海域で、網をやるにも一苦労で、魚を獲るか、漁具を痛めるかで、漁をやったりやらなかったりで、7 月は良い漁ができませんでした。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございました。金指さんの話の中で、獲れたと思ったら休漁期間になったということで、全体的に水温が上がって、魚が獲れる期間がずれていると思います。今までは、何日から何日の禁漁というような決め方をしてきましたが、そろそろ自然の流れの中で、日にちをずらすとか、検討をしなければならない時が来ていると思います。

それでは、本日の議事録署名人を、内山委員と安間委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項ア うなぎ稚魚漁業の許可について、県当局から説明をお願いします。

○鈴木主任

水産資源課の鈴木です。うなぎ稚魚漁業の許可について御説明させていただきます。資料1になります。

このうなぎ稚魚漁業の許可内容については、昨年8月の海区委員会におきまして御審議いただき、知事許可漁業へ移行いたしました。本日は令和6年漁期の許可内容について、御審議いただきたいと思います。基本的には、昨年と同様の内容ではありますが、知事許可化2年目ということで、一部修正がございます。

資料の1ページ目を御覧ください。1知事許可漁業化の経緯について、説明させていただきます。本県では、漁業調整規則によって、原則シラスウナギの採捕を禁止しております。しかし、県内養鰻業への種苗供給を目的に、種苗採捕許可として、特別にシラスウナギの採捕を許可してきました。一方、令和2年12月に漁業法が改正され、シラスウナギは特定水産動植物に指定され、従前の種苗採捕の許可では採捕ができなくなるため、知事許可漁業へ移行いたしました。

令和5年8月開催の海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会において、知事許可漁業に対応した許可の取扱方針、制限措置を諮問し了承されました。昨年12月から知事

許可漁業に基づくシラスウナギ採捕が開始され、漁期は4月30日に終了しております。

令和5年漁期の許可の実績ですが、県内20の操業区域がありまして、うち16区域では法人、4区域では個人への許可で239人に許可が出ております。県内の採捕従事者の合計は889人でした。

それでは、2ページ目に移っていただきまして、今回の諮問事項となります。

1つ目が制限措置及び許可を申請すべき期間です。制限措置については、うなぎ資源の保護等を勘案しまして、人数や区域を増やすといった、これまでの規模を超える許可は出さない考えとしており、下記の通り設定を考えております。

漁業種類について、各区域の使用できる漁具はこれまでと同様です。漁業者の数について、各区域の従事者数は昨年と同数以内です。操業区域も基本的に、これまでと同様ですが、2つの区域のみ一部変更がございます。これは、採捕区域を増やす変更ではなく、地形の変化で採捕場所が危険となった、また、密漁取締りの観点であり、同等の距離を他の場所にずらす変更でございます。漁業時期も、これまでと同様の12月1日から翌年4月30日とします。

許可を申請すべき期間は、令和6年9月10日から令和6年10月10日までの1か月間としたいと思います。

ただいま説明しました制限措置の告示案については3ページ以降になります。下線部が変更点となります。変更点について、漁業を営む者の資格の欄ですが、浜松市の区再編等の実態に合わせて表記を変更しております。また、その者のみで組織する法人の部分ですが、昨年は単に、地区内に事業所を有する者としておりました。事業所があれば県外の人でも申請できると読めたため、書き方を変更しております。知事許可になる前から、地元の者に許可を出すという考えでしたので、考え方、実態は変わっておりません。

右の漁業者の数の変更箇所については、令和5年申請時点で許可枠より少なかった区域、また採捕実績がゼロの者がいた区域では、1から3名程度減っております。

2ページにお戻りいただき、諮問事項の2つ目が、許可の基準についてです。公示した漁業者の数を超える申請があっ

た場合の許可の優先順位になります。昨年からの変更点は、アが追加された点です。昨年は許可1年目ということで、前年に許可を受けていた法人または個人がいない状況でした。そのため、従来の種苗採捕許可のときに採捕数量が多い者に優先して許可しました。一方、今後は、前年に許可を受けていた法人または個人がいますので、前年度に許可を受けていた者が申請した場合は、その者に優先して許可する形にしたいと考えております。この考え方は、他の知事許可漁業と同じです。知事許可漁業の許可の基準は、令和3年3月の海区委員会で諮問協議され了承されたものになります。ルールを守って、かつ採捕実績がある者に許可を出すという考えになります。

諮問事項の3つ目は許可の有効期間です。許可の有効期間は、これまでの操業期間と同じく、令和6年12月1日から令和6年4月30日までとしたいと思っております。諮問事項の説明については以上となります。

その他の資料ですが、15ページに許可の基準の変更を反映した取扱方針を、19ページに知事から静岡海区漁業調整委員会宛の諮問文がございます。また、参考として20ページ以降に、関係法令の抜粋がございます。

最後に、2ページにお戻りいただきまして、今後のスケジュールになります。本委員会でご審議いただいた後、内水面漁場管理委員会においても諮問し、両委員会で答申が得られましたら、3～14ページの内容で、県公報で告示いたします。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。御審議の程、よろしく願います。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、令和6年度漁期のうなぎ稚魚漁業の告示内容について、御審議いただきたく思います。

○鈴木会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願います。



○西原委員

昨年、採捕団体が法人化した際に、御前崎では以前採捕していた人たちが分裂して、38人から24人に減りました。その時は、前年度の採捕量が多い方が許可を受けられるとの事で、内部で色々あり、結果的に採捕量が多い方に許可がありました。泣く泣くやめた人もいました。許可を受けた方は、本当は24人より多い人数の許可を得られたわけですが、何を考えたのか、それ以上許可枠はいりませんと言うことで、枠を切ってしまったようです。そういう話しが残っていて、トラブルの元にもなります。確かに採捕量が多い方に許可を出すと、海区で決まったかもしれませんが、昨年もう少し、そのような状況を加味するべきだったと思います。今後は、このようなことがないように、法人となったからには県も指導をして貰いたいと思います。

シラスウナギは200万、300万するもので、人工種苗は2,000円くらいまで値段が下がってきてはいますが、中々人工種苗を作るのは難しいと思います。何かとお金が動く世界ですから、反社の人も入ってきて、トラブルが多いです。

昨年から、静岡県産のシラスウナギは県外へ出荷できるようになりましたが、愛知県にも出荷しましたか。

○鈴木主任

県外への出荷について、業者への聞き取りの範囲のため、どのくらい県外へ出荷したかは把握しきれていません。ただ、県外に出荷できるようになったため、県外へ出荷された部分もあると思います。

○西原委員

今まで、愛知県に闇で流れていたという話しがありますが、その間に反社が関わっていました。その辺りも明らかにしないと、トラブルの元だと思いますので、管理の方をよろしくお願いします。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

漁業法改正で特定水産動植物に規定され、種苗採捕の許可から漁業許可の形にしたわけですね。それが知事許可で、

平たく言えば、国の管理から県の管理に変わったと言えます。そこで聞きたいのは、種苗採捕の頃には、シラスウナギの資源が少なくなったため、何らかの対応をするべきだということで、国は内水面漁業振興法を改正して、その中でシラスウナギの採捕量は規制されてきたと思います。それが今度は、知事許可漁業に移行するというので、その趣旨から言うと、採捕量、資源量の把握が必要になると思います。国から県へは、どのくらい獲って、県外にどのくらい出荷したかという求めが厳格にあるのでしょうか。

○鈴木主任

現状、県外への出荷について、報告の求めはありません。ただし、県外への出荷を可能とした趣旨としては、闇取引きであった部分を表に出すこと、流通適正化法によって今後流通を辿れるようにするというのがあります。流通適法は令和7年12月から適用されますので、来年からは県外への出荷状況も分かるようになると思います。

○鈴木伸洋委員

昨年の議論の中で、最終的に全国の採捕量は誰が把握するのかという話しがあったと思いますが、結局どうなりましたか。

○鈴木主任

令和5年漁期は、採捕団体が県へ採捕量を報告し、県から水産庁へ報告して、水産庁が全国の採捕量を集計する流れでした。

○鈴木伸洋委員

資料についてですが、昨年の採捕状況等を合わせて報告して頂けると良いと思います。

○鈴木主任

昨年の採捕量について補足いたしますと、採捕量の上限は2.3トンでしたが、実績は982kgでした。

○李委員

先ほどの西原委員のお話について、採捕量の少なかった人が外れたと理解したのですが、2の許可の優先順位について、ウをイの前にするのことは考えられないでしょうか。ウであれば、過去にコツコツ頑張って、昨年も頑張って採捕した人に許可されると思いました。イでは、例えば、昨年は非

常に実績が少なかったが、その前は獲れていた人は、はじかれてしまうのでしょうか。

また、3ページ目以降の制限措置について、船舶の総トン数の定めなしは、区域の違い等で、このようになっているのでしょうか。

○鈴木主任

まず、1点目の許可の基準のイとウについてです。昨年許可を受けていた団体が申請しなかった場合に、イになりませんが、例えば、昨年許可を受けていた団体が分裂した場合などが考えられます。まずは、昨年しっかりと採捕して頂いた人が含まれる団体に許可するという考え方です。もし、手を挙げた団体の採捕量が同列だった場合には、ウの基準となります。基本的には、団体への許可ですので、仮に昨年だけ多く獲った人が1人いても、団体トータルで見れば、大きな影響はないと思います。

総トン数の定めなしについてですが、浜名湖などは採捕場所まで移動するために船外機等を使っています。実態として、大型の船を使うことはないですし、船の大きさ自体は採捕量に影響しないので、定めなしとしています。

○安間委員

参考までに、昨年、一昨年の採捕量も教えてください。また、昨年、法人化するから変な人が入れなくなるという話があったと思います。採捕者899人で事務局としては中々精査もできないと思います。福田地区でも、117人もいると全員把握はできないという話も聞きました。法人化して少しでも把握できてきたのでしょうか。また、漁業を生業としている人に優先して許可を出す方針で進めたいという議論があったと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木主任

まず、採捕量ですが、令和5年が982kg、令和4年が696kg、令和3年は960kgでした。

採捕者の精査については、団体から名簿を提出してもらい、県警に共有していますので、その中に暴力団等の人がいて、何かあれば、把握できる状態にはなっています。

漁業を生業としている人という点ですが、県としては養鰻業のために許可を出していますので、シラスウナギを多く

獲る方に許可を出したいという思いはあります。ただし、法人の場合、誰が採捕するかについては法人にお任せしていますので、県が誰にというわけではなく、採捕者は法人の考え方で選んで頂いています。

○金指委員

法人 16 団体とありますが、御前崎はこれを上回る申請があったということですか。

○西原委員

御前崎の場合は、今までやっていた団体が分裂しました。県の方で、前年の採捕量が多い方に許可を出しますという話して、Aの団体から何人か引き抜いて、Bの団体の方が数量が多くなりました。そして、Bに許可が出て、Aは廃業するしかなくなったという話しです。

○金指委員

では、16 団体の枠というのは、全て埋まっていますか。

○鈴木主任

16 地区に団体 1 枠ずつあって、枠は全て埋まっています。御前崎について、県としては今まで採捕していた方が、皆さん 1 つの法人で申請して頂ければ、そのまま許可を出しますよ、と言っていたわけですが、どうしても内部で調整がつかないということで、もし申請が 2 つ上がってくると、県としては基準に則って、どちらかにしか許可を出せないと話しをしていました。

○日吉委員

先ほど、静岡県の採捕量は 982kg とのことでしたが、日本全体の漁獲量はどのくらいですか。

○鈴木主任

日本全体で 7 トンでした。

○日吉委員

静岡の漁獲割合は、非常に高いということですね。

○影山委員

前漁期から新しいルール、方針になって、最終的な目的としては流通の透明化があって、それによって資源の増加であったり、養殖業の適正化を目指していると思います。まだ時間が掛かるとは思いますが、1 年やってみて、採捕した荷を集めて、荷を渡していく部分が変わりましたが、何か上手くい

きそうな状況だとか、問題がありそうだとか、把握できてきたでしょうか。

○鈴木主任

流通については、一部の地域で入札するようになったという変化はあります。ただし、多くの法人では、以前と同じ県内の出荷先に出荷していた状況がありまして、全てが大きく変わったかという、例年通りの部分もありました。

静岡県の場合は、多くが法人に許可を出しておりまして、法人はシラスウナギをまとめて販売するので、比較的、流通法についても流通を追いやす、対応し易いかなと考えています。

○鈴木会長

許可の優先順の中で、採捕数量が多い者とありますが、これは横流し防止の目的もあるのでしょうか。

○伊藤事務局長

本当は沢山獲っているのに横流しすると、採捕量が少なくなることになります。先ほどの話しでもありましたが、分裂すると採捕数量の勝負になりますので、しっかりと報告した方が有利になるという制度にしています。

○眞鍋委員

先ほど、Aの団体とBの団体で、採捕量の多かったBに許可との話でしたが、Aは廃業してしまったということでしょうか。2つの法人が1つにまとまることは、もう人数的にできないということでしょうか。

○鈴木主任

その通りです。今のルールでは、人数を戻すことはできません。昨年、団体が分裂した際には枠が減りますという話をした上で、今の状態になっています。

○眞鍋委員

では、この先Aの人は獲れないということですか。

○鈴木主任

仮に、今許可が出ている法人で空きができた際に、その空き枠入れてもらうことができれば、採捕することは可能です。

○眞鍋委員

漁法によって獲れる量に違いがあることもありますよね。

その場合、伝統的な漁で少ししか獲れない漁法は段々となくなって、効率的な漁法になっていくのでしょうか。

○鈴木主任 漁法については、資源保護の観点等もありまして、今までと同じ漁具でやってくださいというルールになっています。

○伊藤事務局長 基本的に、その地区で最適な漁具を使っていますので、大きく変わることはないです。

○鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。  
特にないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 それでは、諮問事項ア うなぎ稚魚漁業の許可について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項イ 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、協議事項ア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について、協議事項イ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について、こちらは関連がありますので、一括して県当局から説明をお願いします。

○山崎主査 それでは山崎より説明をいたします。資料2を御覧ください。棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、諮問と協議の分を併せて御説明いたします。

まず、Iの経緯です。棒受網漁業とさばすくい網漁業は、静岡県漁業調整規則第4条1項の7号及び9号に規定される知事許可漁業です。下の図を御覧下さい。左側の棒受網漁業は、灯りやエサによって魚を海の表面に集め、四角い網を出して掬い上げる漁法です。一方、右側のさばすくい網漁業は、夜間、灯りやエサによって、同じように魚を船の近くに集め、タモで掬い上げる漁法です。いずれの漁業も静岡県から千葉県海面の漁場で操業していることから、各都県の取扱いや、許可できる隻数などの制限措置等について一都三県間

で調整を図っています。

このため、通常の知事許可漁業は3年毎に更新しておりますが、これら2つの漁業は許可等に関する基本方針に則って、単年度許可としており、昨年度出した許可の有効期限は本年10月31日までとなっています。

取扱要領の制定及び告示までのスケジュールですが、7月4日に一都三県さば漁業行政担当者会議を既に開催しております。次の漁期に向け、各県の取扱要領と制限措置等について調整を行いました。本日7月23日の委員会では、本県の海面における取扱要領等の内容について協議させていただきます。また、告示の対象となる制限措置及び許可の有効期間並びに申請等の期間について答申をいただければ、7月30日に東京都で行われる予定の一都三県連合海区漁業調整委員において、各海面における許認可の取扱いについて協議します。なお、こちらは協議となっておりますが、実際はお互いの要領や告示内容を共有する場であり、ここで大きな変更がなければ、本日、答申していただいた内容で告示させていただく予定です。なお、7月4日に行われました一都三県さば漁業行政担当者会議においては、それぞれの都県で許可等の取扱は昨年と同じ予定でした。

それでは、Ⅱの諮問、協議事項です。流れになりますが、まず(1)本県海面での許可等に関する取扱要領について御協議いただきます。これが協議事項1となります。次に(2)にありますように、制限措置の内容、許可等を申請すべき期間、許可の有効期間について諮問させていただきます。最後に、ページ一番下にあります(3)一都三県連合海区に出席していただく委員について、協議事項2として御相談したいと思います。

それでは、取扱要領の協議から御説明します。取扱要領は資料3ページから10ページまでとなります。今漁期の変更点は、日付の時点修正のみとなります。

それでは、それぞれの漁業の取扱要領の内容について説明いたします。資料2ページが取扱要領の表紙となります。次のページを御覧下さい。本県海面におけるさばすくい網漁業の取扱要領です。最初の一文中に記載しておりますが、総トン数5トン以上の船舶を使用してさばすくい網漁業や次に説

明する棒受網漁業を行うには、知事の許可等が必要になります。その取扱いについては、静岡県漁業調整規則及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定による他、この要領により取扱います。

まず、さばすくい網漁業について御説明します。下線部は変更点になります。3ページが要領本文となります。1の定義についてはお示ししたとおりです。2の制限措置を定めるにあたり考慮すべき事項については、(1) 漁業種類はさばすくい網漁業、(2) のア 許可することができる船舶の数及び船舶の総トン数について変更はございません。次のページ  
(3) 推進機関の馬力数、(4) 操業区域、(5) 漁業時期、  
(6) 漁業を営む者の資格、それから3条件まで変更はありません。4 許可等を申請すべき期間、5 許可の有効期間については日付けの時点修正をしております。6 許可等の申請は変更なし、5ページに移っていただき、最後の附則については適用年度を更新しています。参考までに、本要領の変更点を6ページに新旧対照表を添付してございます。

次に、棒受網漁業について御説明します。1 定義についてはお示ししているとおりです。2 制限措置を定めるにあたり考慮すべき事項については、(1) 漁業種類は棒受網漁業、  
(2) 許可等を行うことができる船舶の数及び船舶の総トン数に変更はありません。(3) 推進機関の馬力数、(4) 操業区域、(5) 漁業時期、(6) 漁業を営む者の資格、それから、次の8ページの3(条件)まで変更はありません。4 許可等を申請すべき期間、5 許可の有効期間については日付けの時点修正をしております。6 許可等の申請は変更なし、9ページに移っていただき、最後の附則については適用年度を更新しています。参考までに、本要領の変更点を10ページに新旧対照表として添付しております。

協議事項の棒受網漁業及びさばすくい網漁業の取扱要領についての説明は以上です。次に、諮問事項のうち許可数の上限について、説明させていただきます。

12ページに県漁業調整規則の抜粋を添付しておりますが、当該漁業は規則第11条3項で、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっています。また、いずれれ



の漁業も静岡県から千葉県海面にできた漁場で操業していることから、各都県の取扱いや許可できる隻数について一都三県間で調整を図っているため、規則第15条2項にあるように3年より短い期間の許可についても、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見をきくことになっています。

戻りまして11ページの表を御覧下さい。令和6年漁期における2つの漁業について、許可等を行うことができる船舶の定数案の表です。定数を許認可上限数と考えて頂ければと思います。この数値は、先ほど御説明した要領に反映しておりますが、漁業種類ごとに各都県の現在の定数、当初の実際の許認可隻数、現在の隻数、それから今回の定数案、こちらは色がついている部分を記載しています。

今回の定数案については、従来と同じ方法で設定しています。11ページの表の下にある算出方法を御覧下さい。まず先に、下の棒受網漁業についてですが、7月末現在の隻数に階層移動船充当枠として5隻の枠を設けております。ただし、現在の許可隻数がゼロである東京都と神奈川県については現在の定数と同様の数としています。

次にさばすくい網漁業について御説明します。さばすくい網漁業では新トン数25トン以上100トン未満の船舶は、7月末の隻数を定数としております。また、東京都と神奈川県については、現在の定数を引き続き今回の定数としています。次に、新トン数25トン未満の船舶ですが、こちらは現在の定数を今回の定数として充てております。

こちらに記載されている許可等の隻数は、許可又は起業の認可を行うことができる最大の隻数であり、新規で申請することができるよう多めに設定されていることから、実際の申請数とは異なります。そのため、事前に県内及び他県に聞き取りを行い、実際の申請意思に基づく隻数を制限措置の項目として、許可又は起業の認可をすべき船舶の数に反映したものを告示します。

静岡海区会長あての知事の諮問文を13ページに、告示の案を資料14から15ページにかけてお示ししています。14ページを御覧ください。先に棒受網漁業について、次にさばすくい網漁業について、各都県と調整した制限措置の内容、許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間を記

載しています。こちらの内容が今回の諮問の対象となります。昨年度からの変更点は、許可を申請すべき期間、許可の有効期間について日付けの時点修正となります。

資料の1ページにお戻りください。Ⅱの諮問、協議事項の(2)を御覧ください。ただいま御説明した諮問内容について、許可の有効期間並びに制限措置及び申請期間を定めたいので貴委員会の意見を承知したく諮問いたします。御審議いただいた後、問題ない旨の答申をいただければ、当事項を7月30日開催の一都三県連合海区漁業調整委員会にて諮り、了承後、資料14ページ、15ページの内容で告示を行いたいと思います。

それでは、最後になりますが、連合海区に出席していただく委員の方3名について相談したいと思います。連合海区の開催通知を16ページに添付してございます。こちら回答期限が過ぎておりますが、例年、会長とさば漁業に詳しい委員の方をお願いしております。出席者については、昨年同様、会長の鈴木精委員、さば漁業者である副会長の橋ヶ谷委員、そして、さば漁業者が所属するいとう漁協組合長である高田委員の3名を事務局の仮の案で回答しております。

説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、取扱要領および告示内容、一都三県連合海区の出席委員について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら申し上げます。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたら申し上げます。

○鈴木会長

御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。  
特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項イ 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、協議事項ア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について、協議事項イ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項ウ 相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する中型まき網漁業の許可及び起業の認可について、報告事項ア 相模湾における中型まき網漁業の相互入会にかかる協議会について、こちらは関連がありますので、一括して県当局から説明をお願いします。

○山崎主査

事務局の山崎です。資料3相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する中型まき網漁業の許可及び起業の認可について説明をいたします。

今回の諮問について、まず概要を御説明します。こちらの相模湾入会協定につきましては、前回の海区漁業調整委員会で、協定の経緯や当日の対応等について協議をさせていただきました。今回は、7月5日に行われた協議会を経て、神奈川県からの中型まき網漁業についての許可及び起業の認可についての諮問になります。それでは資料に沿って御説明いたします。

1の経緯と報告から御説明します。中型まき網漁業とは、総トン数5トン以上40トン未満の船舶を使用したまき網漁業で知事許可漁業にあたります。静岡県が相模湾の入会協定として神奈川県と結んでいるものは、静岡、神奈川両県の船が、相互に県を越えて操業できる内容の協定です。両海区では、昭和28年以来協定を継続しており、現在は3年ごとに更新しています。現在の協定は令和6年8月31日で有効期限が終了するため、次期の更新を見据え、令和6年7月5日に本協定にかかる協議会を開催しました。

当日の出席委員は、鈴木会長、まき網漁業者の金指委員、相模湾のまき網漁業に詳しい高田委員です。鈴木会長、金指

委員、高田委員、御出席いただきありがとうございました。

それでは、相模湾相互入会協議会の結果です。協定は継続することとなりました。期間は令和6年9月1日から令和9年8月31日までです。前回の本海区漁業調整委員会での議論の経過を踏まえ、神奈川県からの要望の回答、今後の締結等については、出席委員にお任せいただきました。当日の両県の要望事項と要望に対する回答は3ページのとおりです。

まず、静岡県の要望事項についてです。本県要望事項は2点あり、まず1協定の継続を希望する。こちらは神奈川県から異論なしの回答を得ました。次に2神奈川のかつお、まぐろまき網の入会区域を協定に記載した範囲より大きい石廊崎灯台正南以西を除く静岡県の地先海面から、実際の中まきの操業海域である稲取崎から正東の線以北の静岡県の海面まで小さくすることについても、異論なしの回答を得ました。

次に神奈川県の要望事項に対する本県の回答です。1神奈川海区漁業調整委員会指示線から沖に出ている等深線200メートル以浅のいわゆる瀬の海の海域において、操業禁止を協定書に明記いただきたいという要望については、要望を受け入れる旨回答しております。2協定内容の漁業種類、操業期間及び操業区域の厳守について、関係漁業者を指導されたいという要望については、引き続き協定内容を遵守させるよう指導する旨回答しています。3協定書1項のいわし漁業について、入会を認める統数を実態に即した統数としたいという要望については今後、他のまき網船が増加する可能性は否定できないため受け入れられないと回答しました。4静岡県船が入漁できる船舶の総トン数を従来の30トン未満から20トン未満に改めたいについては、知事許可の制限措置に合わせた内容であることから異論がない旨回答しました。最後の5共同漁業権内の操業は避けるよう貴県漁業者へ誓約書を提出するよう指導をお願いしたい、また、誓約書の遵守についても協定書に明記していただきたいという要望に関しては、操業の自粛について業界団体を通じて指導し、入漁時にそれぞれの県の漁業者から誓約書を提出すること、協定書の明記について異論はないと回答しています。誓約書の内容については、資料4ページを御覧下さい。また、近年、静岡海

域に入漁実績はありませんが、今後、神奈川県船が静岡海域に入漁する場合は操業に関して地元漁業者とトラブルがないように同様に誓約書を提出して頂きたい旨を伝え、資料5ページのとおり初島周辺海域と定置漁業周辺の操業自粛に関する誓約書を提出していただくよう伝えました。

今回の要望と回答の内容を踏まえ、変更した協定書を6、7ページに添付しました。下線部が変更部分になります。協定の継続についてお互いに望んだところでしたので、協議会の日を協定の締結日として協定を締結しました。新たな期間を対象として協定を締結したことから、本県は神奈川県の中型まき網船のうち、いわしまき網漁業1か統、かつお、まぐろ旋網漁業4か統に入会を認めることとなります。

2 諮問事項に移りますが中型まき網について、神奈川県船に対する許可または起業の認可をすべき船舶等の総トン数、その他の制限措置並びに許可または起業の認可を申請すべき期間について、貴委員会の意見を承知したく諮問したいと思えます。

まず(1)の許可の有効期間です。こちらは静岡県漁業調整規則規則第15条が根拠となります。許可の有効期間は、海区漁業調整委員会の答申を踏まえて知事が決定し公示します。知事許可漁業は、許可の有効期間を定めるにあたっては5年間より短い期間とする場合は第15条を根拠に、漁業調整上又は資源保護培養の観点から有効期間を3年間としており、神奈川県船に対する漁業許可についても同様としたと思います。これは、協定有効期間と同一です。

次に(2)制限措置及び申請期間についてです。こちらは静岡県漁業調整規則第11条に基づくものです。こちらでも海区漁業調整委員会の答申を踏まえて知事が決定し公示することとなっています。神奈川県船に対する許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置及びその他の案については9ページのとおりです。

この諮問にかかる静岡県知事から海区会長あての諮問文を8ページに添付しております。

諮問内容として1 中型まき網漁業(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置です。まず、いわし2そうまき網漁業についてです。操業区

域は稲取埼から正東の線以北の静岡県海面、操業時期は周年、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数5トン以上、40トン未満、漁業を営む者の資格は神奈川県内に住所を有し、かつ、その船舶につき神奈川県知事による中型まき網漁業の許可を受けている者、隻数は1隻です。

次に、漁業種類がかつお、まぐろ2そうまき網漁業です。操業区域は稲取埼から正東の線以北の静岡県海面、操業時期は5月1日から8月31日まで、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は5トン以上、40トン未満、漁業を営む者の資格は神奈川県内に住所を有し、かつ、その船舶につき神奈川県知事による中型まき網漁業の許可を受けている者、隻数は4隻です。

次に、(2)許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年8月9日から同年8月24日までとしたいと思います。(3)の備考として、この告示に係る許可の有効期間は令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間としたいと思います。以上が諮問内容です。

今回、皆様にお諮りして問題ない旨の答申が得られましたら、9ページの告示案のとおり県公報で公示する予定です。その際、軽微な字句の変更があった場合には、事務局に修正を一任していただければと存じます。最期に、関係の省令及び県漁業調整規則の抜粋を10から11ページに添付しております。それでは御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、神奈川県船の中型まき網に対する告示内容について、御審議をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○鈴木会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願います。

○日吉委員

真鶴の先端は2kmではなくて、少し狭くなっていると思いますが、この海域はキハダマグロの漁場です。多分、日本で一番キハダを獲るのが真鶴の定置だと思います。神奈川は遊漁も凄く盛んで、私は週2回は小田原の市場へ行っている

んですが、帰り際に見ると100隻以上の遊漁がキハダ釣りをしています。山崎さんが組合へ説明に来てくれたときに、私も、高田組合長も言ったんですが、本当に神奈川の漁業者へ承諾をもらったのかと、何度も聞いたと思います。山崎さんは神奈川へ話しをしてくれたと思うんですが、神奈川県海区は本当に漁業者へ聞いたのかなと思うんですよ。一番心配なのはキハダマグロです。今回みたいに神奈川県は承諾しているの、この会議ではそれに対して何も言うこともないですし、もしキハダを巻かれても違反ではないですけど、少し危惧があるという意見です。

○山崎主査

真鶴沖の海域は、実際に入る船に対して、近づき過ぎないように神奈川県からは言っていますが、共同漁業権漁場内には絶対に入るなという約束になっています。静岡の場合は、定置から2,000m以上離れてくださいとしています。静岡はこうしますが、神奈川はどうしますかと聞いたときに、神奈川は共同漁業権には絶対に入らないでくださいとのことだったので、調整した結果このようになってます。

○日吉委員

では、真鶴の先端は許可には関係ないが、操業は自粛して下さいとなっているわけですね。

○金指委員

会議は私も出席していましたが、キハダマグロについて神奈川県海区からは一切話しが出てないですよ。これは、本来向こうで何か措置してもらわないといけない話しですよ。

○日吉委員

はい、必ず問題になると思います。神奈川で意見が出てないわけですから、こちらが怯む話しでもないが、十分に想定できる話しです。

○高田委員

自分も会議に出て、会議の前にも山崎さんと課長とも何回も話したと思いますが、なぜかという、今話しに出た危惧があったからです。この海域を通過して、こちらの海域に魚が来るので、網を入れると色々な影響があります。伊東は定置が主体ですから、そういうことも踏まえて神奈川にはアドバイスとして漁業者に話しを下ろしてくれと、何度も何度も言





等が行う場合を除き操業が禁止されていました。平成9年にえびかご漁業研究会が発足し、以降、試験操業が行われ、水産技術研究所による資源評価が行われるようになりました。

平成22年度には、これまでの資源評価を踏まえ、今後のあり方が静岡海区の小委員会で検討され、同年8月の委員会において承認漁業となりました。また、承認にあたり隻数をこれまでの3隻から5隻に増やしたため、1隻当たりの持ちかご数を120から80に減らしました。更に、平成27年度以降、漁獲量と資源量の指標値の減少により承認隻数を5隻から4隻に減らしています。

中段の左の図を御覧ください。えびかご漁業の主な漁業対象種はアカザエビです。アカザエビは銚子沖から日向灘に分布し、水深200～400mで漁獲され、味が良く、高値で取引されています。操業海域は右の図のとおり駿河湾西部の斜線を引いてある部分で、水深200mよりも深い海域となっています。

現在は指示による制限に加え、自主的な資源管理が行われています。指示による制限については、承認隻数は4隻以内、操業期間は12月1日から翌年3月31日まで、ただし、操業日数は1隻につき期間中40日以内とする、漁業の条件としてアカザエビの漁獲量の上限は2.5トン、また、かご数は80個以内の制限となっています。そして自主的な資源管理については、えびかご漁業者で構成されるえびかご漁業調整協議会では、資源の持続的利用を図るため平成30年度漁期から、漁模様が悪ければ各自操業を控えることを、令和3年度漁期からアカザエビの頭胸甲長40mm以下の個体については放流する、同じ場所で長く操業するとサイズが小さくなっていくため、その場合は場所を変えることを決定し、これを遵守しています。

それでは、昨年令和5年度漁期の操業の結果について説明します。図を用いて説明しますので、3ページを御覧ください。一番上の表1にえびかご漁業の操業結果をお示ししています。上がえびかご、下が小型底びき網による結果です。こちらは沼津魚市場の数値になります。図1を御覧ください。図1は、表1中のえびかご漁業によるアカザエビ漁獲量と、のべ使用かご数の経年変化を示しています。漁獲量は棒で、

延使用かご数は折れ線で表しています。令和5年度のアカザエビ漁獲量は877kgで、過去5年間の平均漁獲量1,152kgを下回りました。延使用かご数は8,000かごでした。

図2を御覧ください。図2は資源量の指標値としている1かご当たりのアカザエビ漁獲量の経年変化について示したものです。令和5年度の1かご当たりの漁獲量は0.11kgで、過去の変動の範疇ではありますが、令和元年度から減少傾向が続いています。

次に、表2を御覧ください。令和5年度漁期中の月別の操業結果を示しています。表の一番上の各月のアカザエビ漁獲量については、その下の延総業隻数、これは延べ総業日数でもあります。こちらに応じて増減がありますが、一番下の1かご当たりの漁獲量は、漁期をとおして安定して推移していました。

次に4ページの図3を御覧ください。令和5年度漁期中のアカザエビの頭胸甲長の変化を示しています。これらは漁業者に測定してもらった結果となります。漁期中、頭胸甲長は40から70mmの間で推移しており、明瞭な小型化は認められませんでした。

次に図4を御覧ください。こちらはアカザエビの頭胸甲長組成の経年変化を示しています。なお、こちらのデータは標本船1隻分のデータのみを使用しており、全船の傾向を示しているものではないので、参考程度に御覧ください。

こちらのデータによると、令和元年から令和5年まで、頭胸甲長のピークは常に55mm付近にあり、それよりも小さい個体も大きい個体も常に漁獲されています。一般的に、資源量が減少すると、成長の遅い大型の個体が減り、体長等の組成が小型化することが知られています。先ほど、図2の説明で、資源量の指標値が減少傾向にあると説明しましたが、こちらの頭胸甲長組成の経年変化を鑑みると、資源量が減少しているとは一概に言えないと考えられます。

以上を踏まえて、えびかご漁業の指示に関する考え方を示した2ページの2指示事項を御覧ください。

えびかご漁業の方向性としては、漁獲量や資源量の指標値を増加させることを目指します。

原則としては、資源量の指標値が上昇し、アカザエビの漁

獲量の上限に迫るような年が続くような場合を除き、指示の制限の内容は緩和しません。また、先ほど、資源量が減少しているとは一概に言えないと説明しましたが、資源量の指標値が減少傾向にあることは事実であることから、自主的な資源管理措置の強化を求めます。

この方向性のもと、引続き漁期中における定期的な漁獲量のモニタリングや漁獲個体の測定を継続し、資源状況を注視しながら承認漁業自体はを継続することとしたいと考えております。

指示の内容につきましては5ページ以降を見ていただきたいのですが、昨年からの変更点は、下線で示しておりますように、指示の有効期間等期日等に関する変更のみとなっております。

ただし、自主的な資源管理措置の強化を目的とし、放流サイズを現在の頭胸甲長40mm以下から、頭胸甲長50mm以下にするように指導します。

委員会指示の内容について御審議いただき、指示の内容について了承された場合には、5ページ以降の案のとおり県公報にて公示します。

なお、軽微な修正等あった場合は事務局で修正することについて御一任いただければと思います。以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま担当から説明がありましたが、皆様には、エビかご漁業の指示内容について御審議願います。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○影山委員

今回、自主的な管理措置の強化を求めるというのは結構なことだと思います。ただし、資源の状況の判断について、CPUEは下がっていますよね。一方で、体長組成では小型化していないという説明で、どちらを重視するかと言うと、CPUEの方

が精度が高くて、体長組成は1隻の限られたデータですし、最近年のグラフの測定個体数を見ても数が少ないので、同率に見ることはできなくて、厳しめに見ないと判断を誤ると思います。

また、小さい個体を大事にするのは結構ですが、放流がどれほど効果があるかは確証がないですし、心配なところです。再放流に全てを託すのは、どうかなと思います。再放流の手間などを考えると、もっと簡単に、小さい個体は網から逃げるとか、そういうことをやればわざわざ選別をしないで小さい個体を残せるのかなと思います。

○田口委員

小型底びき網の漁獲量を見ますと、こちらも少し減っているようですが、アカザエビが減った理由は分かっていないですよね。また、アカザエビの資源保護に小型底びき網をしている人々も参加することがありますか。最後に、えびかごをやる方は漁協を跨いでいますが、その方々が上手く自主協定を結ぶ仕掛けのようなものはあるのでしょうか。

○永倉主任

まず、漁獲量、CPUEが減少していますが、漁業者からは漁場が広がっているだけで資源は減っていないという意見もあれば、資源量が減っている気がするという意見もあります。資源量が減っているとしても、その原因は分かっていない状況です。

小型機船底びき網の自主管理ですが、えびかご漁業が自主管理を非常にしっかりとやっていただいていますので、小型機船底びき網も組合がありますので、アカザエビが多く獲れる漁場は避けていただいたり、小型個体が多く獲れる漁場は避けていただけるように事務局からお願いしている状態です。

漁協を跨いでいることについてですが、漁業者4名は冒頭でも説明したえびかご漁業者協議会に所属していますので、毎年、漁期前と漁期終わりに話し合いを行って、両模様の共有、今後の資源保護について話し合ったりしています。今回の指示内容についても、先週、事前にお話しして、このような資源の状況を考慮して、あくまで自主管理への指導ですが、協力をお願いしている状況になっており、連携は取れている状

況だと思えます。

○鈴木伸洋委員

影山委員の御発言について、確かに CPUE から見て資源は増えていないでしょう。例えば図 1 の平成 16 年から 21 年くらいは資源が増えているけれど、その前と最近は少し低くなっています。多少の凸凹はありますが、極端に減っているようにも見えない。どの辺りを資源量の適値とするかは、非常に難しい問題だと思えます。

自分が去年の段階で事務局に、少し放流サイズを上げる実験的な試みをしてはどうかということで、今回やったと思うんですが、そうすると来年から漁獲量は下がると思えます。ですので、50mm まで放流サイズを上げて、1 トンくらい獲れば良いのでは、といった仮説を立てながら数年やってみたら良いと思えます。小さい個体を守って、産卵させてから獲るとするのは、再生産上、当たり前理論ですけど、このエビはその辺が分かっていない種類ですから、そう意味も含めて事務局の御提案する内容には賛同したいと思えます。

○永倉主任

仰る通り、放流サイズを上げるので、放流数が増えて漁獲量や CPUE が下がることが考えられます。資料の最後に漁獲成績報告書の様式を付けていますが、備考欄に放流尾数を明記させていただいて、どの程度放流しているかも事務局で情報収集したいと考えております。

○金指委員

減っているという数字が出ていますが、私は沼津で小型底びき網をやっている友人がいますが、まず乗組員が減っています。ですので、投網回数なども減っているのではないかと思います。出漁日数についても、これだけ風が悪かったので出られない。もし、表で示すのであれば、出漁日数と投網回数も書いて初めて良いデータになると思うので、できれば調べて頂ければと思えます。

○永倉主任

実際、機船底びきは廃業された方もいますし、操業日数も 40 日以内としてますが風都合で 20 日を下回ったりしています。両模様が悪いので 2 月で終えてしまった方もいますので、そういった情報も収集するようにはしています。そうい

った中で、1かごあたりの漁獲量のデータを使っています。

○金指委員

かごはそうだと思いますが、小型底曳きはそうではないと思いますの、もう少し現場の声を聞いた方が良いと思います。

○李委員

えびかごと小型底びきの漁業者間で、資源管理等の意見交換をする場はあるのでしょうか。

○永倉主任

直接団体同士はないですが、漁業者個人であったり、漁協を通してやっている部分があると思います。先ほど言ったえびかごの漁業者協議会と機船底びきの組合もあり、役員会や総会を定期的を開催していますが、事務局が参加して両方の情報を収集して説明したりしており、情報の共有はできていると思います。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

ありがとうございました。それでは、指示事項 えびかご漁業の操業について、原案のとおり了承します。続きまして、報告事項イ 全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

事務局の津久井です。着座にて失礼いたします。全国海区漁業調整委員会連合会令和6年度要望活動について御報告します。

去る7月10日に全漁調連会長、副会長の5名と事務局職員で、国土交通省、海上保安庁、外務省へ要望活動を行いました。また、午後からは理事8名も加わり水産庁への要望活動、意見交換会を行いました。鈴木会長には全漁調連副会長として早朝から長時間に亘り、また、大変暑い中、積極的に活動いただきありがとうございました。

当日の具体的な要望内容ですが、お手元の資料にあります新規要望項目として8項目、全要望項目として7つの分野について、要望項目及び要望先一覧にありますように各省庁に

要望いたしました。海事局、海上保安庁、外務省については、該当する要望に対して口頭で回答がありました。また、水産庁では、全漁調連からの新規要望項目 8 題に対する口頭回答をいただいた他、出席者との意見交換を行いました。

いずれの省庁も面談時間が限られていたことから、正式な回答は後日いただくこととし、会長県がとりまとめのうえ 8 月末を目処に配布されることとなっております。正式な回答を入手次第、あらためて委員の皆様へ御報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

宜しいでしょうか。次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて以上とします。

最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○金指委員

その前に少し宜しいでしょうか。先般、クロマグロの増枠のニュースがありましたが、鈴木先生に聞きたいのが、どのような経緯で増枠になったか教えて頂きたいです。私としては、あまりにも簡単に増えたと感じます。

漁獲量を制限して、決まった量しか水揚げされていないのに、あまりにも直ぐに、簡単に増えたのが、何を根拠に言っているのか。新聞には、その辺の話が全然載っていないので不思議で仕方がないです。

○鈴木伸洋委員

国際会議の中で、日本の主張がようやく少し認められたというのがあると思います。国際会議も色々ありますが、クロマグロが少しずつ増えてきたというのは、国際会議上でコンセンサスになってきています。日本は資源が増えれば枠を増やせと、ずっと言っていました。増えた数値がそのまま来るかは、水産庁が内部で揉んでいると思いますので分かりません。

今の資源の管理方法が有効なのではないかという話しに

なっています。日本は小型魚と大型魚を分けた管理を提案して、最初はかなり反対も多かったですが、資源が少し増えてきて、そういった中で、増枠の話が出てきたと想像しています。

○山崎主査

事務局として把握しているのは、当初6シナリオあって、大型魚は最高2.3倍で最低1.5倍、小型魚は最高1.5倍で最低1.1倍で要望を出すというのは聞いていました。結果的に今回の会議で大型1.5倍、小型1.1倍となりましたが、最終的に決まるのは12月です。その後で、知事許可と大臣許可で分けて、県に下りてくることとなります。

○伊藤事務局長

クロマグロの親の資源量はずっと昔から推定しています。それが、資源が多かった時代に匹敵するというので、日本としては2.3倍まで増やしてと言ったのですが、そこまでは認められませんでした。親の推定値がどこまで正しいかは分かりませんが、沖縄のひき縄等のデータを使って推定してきて、増えていますという主張が国際的に認められて、少し枠を増やすという話になっています。

○鈴木伸洋委員

日本近海のクロマグロは産卵場が分かっていますので、そこから北上していく経路の中で親魚の漁獲量を標本船調査しています。昔から同じように調査船で調査していて、決められたやり方の中で獲れた漁獲量というのが増えています。

国際会議の中で日本が主張する中で、少しずつ漁獲枠を増やしましょうというコンセンサスになっているという理解で良いと思います。

○西原委員

私からも少し宜しいでしょうか。南駿河湾漁協のプレジャーボートの話です。県に問い合わせがあって、プレジャーボートであっても漁船登録がある場合はひき縄ができると回答したと、漁協に連絡をもらったんですが、本当にそれで良いのでしょうか。

○高田委員

本当は、そうしたくないと思うが、現状そうするしかないと思います。漁協を通さなくてもS0ナンバーは取れるので、



どこでも困っています。

○西原委員

以前も問題になったときに、S0 ナンバーを取る手順を色々やったんですが、今も御前崎港の横のマリーナに3隻くらいS0を持った船がいます。漁協としての対応はとっていますが、問題が起きています。今後、漁業者、漁協関係者含めて、特にひき縄ですが、S0の取得について、色んな問題が出てくると思います。

○鈴木会長

西原委員から話がありましたが、以前から申請すれば漁船登録を取れるという話しはありました。漁業を取り締まるにあたっては、その船が漁船登録を持っているか持っていないかが問題で、色々難しい話がありましたが。今は誰でも取れるかもしれないけど、漁業を守っていくためには漁協が認めないと個々には取れませんよ、とやっていかないと資源管理も何も無いと思います。その辺は真剣に考えていかないと、今後の漁業が大変になっていくと思います。

○眞鍋委員

マグロの件で、先ほど現場でクロマグロが増えている実感があるという話しで、例えば定置網で逃がしている量とかは反映されているのでしょうか。

○伊藤事務局長

定置で逃がしている情報は、水産庁へは昔から伝わっています。逆に国際会議で増えている主張のために情報をくれと言われて、水産庁に出しています。

○鈴木会長

他によろしいでしょうか。では、最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○鈴木主任

次回開催について御報告させていただきます。次回は9月25日（水）、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 静岡県漁業調整規則の一部改正について、等を予定しております。よろしくお願ひします。

○鈴木会長

次回海区については、9月25日（水）ということですので

で、よろしくお願ひします。

以上をもつて、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第22期26回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

(終了 16:00)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和6年7月23日

議長

鈴木 精



議事録署名人

安間 栄雄



議事録署名人

内山 希人



